

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める要望意見書

医療や介護の現場は、慢性的な人手不足であり、特に夜勤労働者の確保が厳しくなっています。厚生労働省は、夜勤交替制労働の負担軽減など、勤務環境整備を求める通知を出し、医療法に勤務環境改善の努力義務が規定され、都道府県に医療勤務環境改善支援センターも設置されました。２００７年に改定された福祉人材確保指針においても、労働者の負担軽減や介護、福祉の質の確保のための体制づくりが重要であると位置づけています。

２００７年の国会決議（夜勤は患者１０人に１人以上、昼間は患者４人に１人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月８日以内の規制など）の早期実現が求められますが、医療・介護現場は、依然として長時間勤務の実態があります。

夜勤交替制労働の改善は、労働者の健康だけではなく、患者、利用者の安全・安心と尊厳につながるものです。

よって、国におかれましては、夜勤交替制労働における労働環境の改善を図り、医師、看護師、医療技術職、介護職の確保によって、安全・安心の医療・介護現場となるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、
総務大臣